

## 愛知県資源管理方針

### 第1 資源管理に関する基本的な事項

#### 1 漁業の状況

本県水域は、伊勢湾及び三河湾の内湾域並びに渥美外海域から成り、多様な沿岸性動植物が生息し、昔から魚介類の宝庫及び優れた漁場として利用されてきた。

本県の水産業は、この豊かな海と都市近郊という恵まれた流通条件を背景として発展し、総生産量は全国的には中位程度に位置しているものの、個々の魚種では全国一又は全国上位を占めるなど、日本の水産業の中で特色ある地位を築いている。しかし、近年は埋立て等による干潟・藻場の減少や夏期の貧酸素水塊の多発などの問題に加え、温暖化や水質規制の進行に伴う海域の栄養塩不足が顕著化し、水産資源の状況は大きく変化している。今後とも水産業の発展を図っていくためには、環境変動に対応しつつ、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

#### 2 本県の責務

本県は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

### 第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも次の事項を定めるものとする。

- 1 水域
- 2 対象とする漁業
- 3 漁獲可能期間

### 第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

#### 1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

#### 2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

#### 3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するた

め、1及び2に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

#### 第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

#### 第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

##### 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせる資源管理を行うものとする。

##### 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせる資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

##### 3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

#### 第6 その他の資源管理に関する重要事項

##### 1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）及び漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣に適切なタイミングで報告し、

農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者、漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集し、及び蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集し、及び処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

## 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

## 3 種苗生産及び放流の取組

種苗生産及び放流の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、適切な資源管理措置と併せて種苗生産及び放流を実施することとする。

## 4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及びこの資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

## 第7 愛知県資源管理方針の検討

法第14条第8項の場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

## 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は、別記1から別記5までに定めるものとする。

### 別記1

#### 第1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

#### 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

愛知県まいわし太平洋系群漁業

##### 1 当該知事管理区分を構成する事項

###### (1) 水域

(2)の対象とする漁業がまいわし太平洋系群の採捕を行う水域

###### (2) 対象とする漁業

愛知県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを

採捕する漁業（大臣許可漁業を除く。）

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を愛知県まいわし太平洋系群漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛知県まいわし太平洋系群漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、愛知県漁業調整規則（令和 2 年愛知県規則第 71 号）第 11 条第 1 項の規定により、許可をする船舶等の数に上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「許可省令」という。）第 70 条第 1 号に規定する漁業をいう。以下同じ。）並びに機船船びき網漁業（愛知県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）のうち、いわし・いかなご船びき網漁業及びいわし船びき網漁業における漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量の上限
中型まき網漁業	18 隻
いわし・いかなご船びき網漁業	54 隻
いわし船びき網漁業	175 隻

別記 2

第 1 特定水産資源

まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

愛知県まあじ漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業がまあじの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

愛知県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業（大臣許可漁業を除く。）

(3) 漁獲可能期間

周年

## 2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

## 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を愛知県まあじ漁業に配分する。

## 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛知県まあじ漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、愛知県漁業調整規則第 11 条第 1 項の規定により、許可をする船舶等の数に上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

中型まき網漁業、機船船びき網漁業のうちいわし・いかなご船びき網漁業及びいわし船びき網漁業並びに小型機船底びき網漁業(許可省令第 70 条第 2 号に規定する漁業をいう。以下同じ。)のうちまめ板網漁業(三河湾)、まめ板網漁業(伊勢湾)、渥美外海板びき網漁業及び改良備前網漁業における漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量の上限
中型まき網漁業	18 隻
いわし・いかなご船びき網漁業	54 隻
いわし船びき網漁業	175 隻
まめ板網漁業(三河湾)	113 隻
まめ板網漁業(伊勢湾)	146 隻
渥美外海板びき網漁業	45 隻
改良備前網漁業	29 隻

## 別記3

### 第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

### 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

愛知県くろまぐろ(小型魚)漁業

#### 1 当該知事管理区分を構成する事項

##### (1) 水域

中西部太平洋条約海域(許可省令第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

##### (2) 対象とする漁業

愛知県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ

(小型魚)を採捕する漁業(大臣許可漁業を除く。)

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次に掲げる採捕の期間の区分に応じ、それぞれ次に定める期限とする。

(1) 当該管理年度中((2)に掲げる期間を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

(2) 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を愛知県くろまぐろ(小型魚)漁業に配分する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

法第 31 条に定めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 70 パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別記 4

第 1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

愛知県くろまぐろ(大型魚)漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

中西部太平洋条約海域

(2) 対象とする漁業

愛知県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業(大臣許可漁業を除く。)

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次に掲げる採捕の期間の区分に応じ、それぞれ次に定める期限とする。

(1) 当該管理年度中((2)に掲げる期間を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

(2) 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を愛知県くろまぐろ（大型魚）漁業に配分する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定めるときに該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の70パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別記5

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

愛知県するめいか漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業がするめいかの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

愛知県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業（大臣許可漁業を除く。）

(3) 漁獲可能期間

周年

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を愛知県するめいか漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛知県するめいか漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、愛知県漁業調整規則第11条第1項の規定により、許可をする船舶等の数に上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

中型まき網漁業並びに小型機船底びき網漁業のうち渥美外海板びき網漁業及び改良備前網漁業における漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量の上限
中型まき網漁業	18隻

渥美外海板びき網漁業	45 隻
改良備前網漁業	29 隻

附則 令和2年12月 1日 制定  
令和3年 3月26日 一部改正